「今だけ、半額」制度のご利用をご検討の方へ (神戸文化ホール版)

1. 事業概要

(1) 事業の形態

適切な感染拡大予防策を講じ公演を行った方の施設使用料を減免した施設に対して、その減免額を県・市が補助する「芸術文化公演再開緊急支援事業(兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会)」を活用し、当施設においても、一定の要件を満たすご利用をされる方に、ホールの使用料を半額でお使いいただける制度です。

(2)補助金交付(減免)要件

次の要件をすべて満たして減免をし、実際にそのとおり使用された場合、ホール使用料を半額に減免いたします。

- ① 実演により表現される音楽、舞踏、演劇、古典芸能、演芸その他の芸術及び芸能の公演またはそれに伴う練習であること。
 - ※公演を当施設にて行っていただくことが前提です。
 - ※公演を当施設で行わない場合や公演が自己都合等でキャンセルされた場合も、それまで行った練習含め減免の対象外となります。
- ② 令和2年7月1日から令和2年12月31日の間に実施または実施予定のもの。
- ③ 貸館事業であること。
- ④ ガイドラインの遵守及び市長等や当施設が要請する感染拡大予防対策等、適切な感染 拡大予防策を講じ実施されること。
 - ※ガイドラインとは、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 (令和2年5月25日(公財)全国公立文化施設協会)のことを言います。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または第6号に規定する暴力団員が役員もしくは代表者として、もしくは実質的に経営に関与している者その他暴力もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者以外の者であること。

(3)减免額

既存の施設独自の割引(割増)を適用した大ホール又は中ホール使用料の2分の1

- ・使用者につき1日50万円まで
- ・1円未満の端数は、切り捨て
- ・付属設備使用料や振込手数料等は含みません。
- ・県または市の予算が上限に達してしまった場合は、減免申請書の先着順で判断されます。

2. 手続き方法

①申請書の記入

減免申請書(様式第1号) を、開催する一連の公演及びそれに伴う練習ごとに記入し、当施設窓口へご提出ください。欄が足りなければ追加してください。原則事前にご提出頂きたいですが、事後であっても補助金交付の対象とします。

この際、注意事項にあるとおり、印刷物や会場表示等で「芸術文化公演再開緊急支援事業(兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会)」により実施している旨表示をしていただきます。間に合わない場合は会場表示で結構です。

②協議

補助金交付の対象となるか、神戸市で確認します。1週間程度で結果をお知らせします。

③報告書の記入

最後の使用があった後、**減免報告書(様式第4号)**をご記入いただき、当施設窓口へご 提出ください。報告書の提出がない場合や適切な感染拡大予防策を行っていなかった場合、 虚偽の内容を記載した場合は、減免決定を取り消し、補助金交付は行いません。また、すでに 補助金の交付を受けている場合は施設に対して返還請求を行います。

やむを得ない事情で印刷物や会場表示等で「芸術文化公演再開緊急支援事業(兵庫県、神戸市、兵庫県芸術文化協会)」により実施している旨が表示できなかったときは、備考欄に理由を記入してください。

3. その他

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大等により、政府または県、市の方針が見直された場合は、制度の変更がある場合がありますので、連絡があり次第、当施設よりご連絡をいたします。

(公財)神戸市民文化振興財団 管理部 施設管理課